

国立大学法人鳴門教育大学における施設の有効活用に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 45 号

改正 平成17年 3月14日規程第31号
平成19年 3月23日規程第24号
平成20年 3月17日規程第18号
平成21年 3月31日規程第42号
平成22年 3月24日規程第41号
平成24年 3月19日規程第27号
平成24年 4月16日規程第45号
平成27年 3月24日規程第28号
平成28年12月19日規程第70号
平成31年 3月13日規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学における施設の有効利用を図るため、教育研究上必要となるスペース（以下「専有スペース」という。）及び弾力的な活用を行うためのスペース（以下「共用スペース」という。）について必要な事項を定める。

(専有スペースの対象)

第2条 この規程において専有スペースの対象は、大学院学校教育研究科，学校教育学部，附属図書館，事務組織とする。

(共用スペースの確保)

第3条 校舎等の施設の新築・増築及び大型改修・見直しを行う場合は、時代に即応した新たな教育研究の推進を図ることを目的として、必要となる専有スペースを算出した上、共用スペースを確保するものとする。

(共用スペースの面積規模)

第4条 共用スペースの面積規模は、新築・増築することとなる全体整備面積の20%を原則とする。ただし、全体整備面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合はこの限りでない。

2 大型改修・見直しにおいて共用スペースとして確保する面積規模は、当該専攻・コース等の長と協議の上、鳴門教育大学総務委員会（以下「委員会」という。）で審議し、定めるものとする。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、共用スペースの運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。